

亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第1号

亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則の整理に関する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第1号

亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則の整理に関する規則

(亀山市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 亀山市教育委員会公印規則（平成17年亀山市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | | | |
|--------|-----|-------------------|-----|----------------|-------|---|
| 図書館印 | 方36 | 館立亀 之図山市 印書 | れい書 | 図書館名の文 書用 | 図書館 | 1 |
| 歴史博物館印 | 方24 | 館歴亀 之史博 印物市 | れい書 | 歴史博物館名 の文書用 | 歴史博物館 | 1 |

を

」

「

| | | | | | | |
|------|-----|-------------------|-----|--------------|-----|---|
| 図書館印 | 方36 | 館立亀 之図山市 印書 | れい書 | 図書館名の文 書用 | 図書館 | 1 |
|------|-----|-------------------|-----|--------------|-----|---|

に、

」

「

| | | | | | | |
|------------------|-----|------------------------------|-----|-----------------------|-------|---|
| 亀山市教育委 員会教育長印 | 方21 | 育員教亀 長会育山 印教委市 | れい書 | 教育長名の文 書用 | 教育総務課 | 1 |
| 亀山市教育委 員会教育長印 | 方24 | 育員教亀 長会育山 印教委市 博物館用 | れい書 | 歴史博物館に 係る許可事務 用 | 歴史博物館 | 1 |

を

」

| | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|-------|--|--------------|-----|----------|-------|---|----|
| 「 | 亀山市教育委員会教育長印 | 方 2 1 | <table border="1"> <tr> <td>亀山市教育委員会教育長印</td> </tr> </table> | 亀山市教育委員会教育長印 | れい書 | 教育長名の文書用 | 教育総務課 | 1 | に、 |
| 亀山市教育委員会教育長印 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|-------|---|-----------------|-----|-------------|-------|---|---|
| 「 | 亀山市教育委員会学校教育課長印 | 方 2 1 | <table border="1"> <tr> <td>亀山市教育委員会学校教育課長印</td> </tr> </table> | 亀山市教育委員会学校教育課長印 | れい書 | 学校教育課長名の文書用 | 学校教育課 | 1 | を |
| 亀山市教育委員会学校教育課長印 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|-------|---|-----------------|-----|-------------|-------|---|---|
| 「 | 亀山市教育委員会学校教育課長印 | 方 2 1 | <table border="1"> <tr> <td>亀山市教育委員会学校教育課長印</td> </tr> </table> | 亀山市教育委員会学校教育課長印 | れい書 | 学校教育課長名の文書用 | 学校教育課 | 1 | に |
| 亀山市教育委員会学校教育課長印 | | | | | | | | | |
| | 亀山市教育委員会教育推進課長印 | 方 2 1 | <table border="1"> <tr> <td>亀山市教育委員会教育推進課長印</td> </tr> </table> | 亀山市教育委員会教育推進課長印 | れい書 | 教育推進課長名の文書用 | 教育推進課 | 1 | |
| 亀山市教育委員会教育推進課長印 | | | | | | | | | |

改める。

(亀山市教育支援委員会規則の一部改正)

第2条 亀山市教育支援委員会規則(平成17年亀山市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>教育推進課</u> において処理する。 | (庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。 |

(亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年亀山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表亀山市歴史博物館に関すること。の項を削る。

第3条の表亀山市歴史博物館に関すること。の部を削る。

（亀山市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第4条 亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | |
|-------|-----------------------------|
| 教育総務課 | 教育総務グループ 保健給食グループ |
| 学校教育課 | 学事教職員グループ 教育支援グループ 教育研究グループ |
| 生涯学習課 | 社会教育グループ |

を

」

「

| | |
|-------|-------------------|
| 教育総務課 | 総務・保健給食グループ |
| 学校教育課 | 学事教職員グループ |
| 教育推進課 | 支援推進グループ 研究推進グループ |
| 生涯学習課 | 社会教育・スポーツグループ |

に

」

改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 課 | グループ | 分掌事務 |
|-------|-------------|--|
| 教育総務課 | 総務・保健給食グループ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事。 (3) 秘書、儀式及び表彰（県費負担職員を除く。）に関する事。 (4) 文書等の収発及び公印の管理に関する事。 (5) 公告式に関する事。 (6) 教育委員会所管職員（県費負担職員を除く。）の人事及び給与に関する事。 (7) 公立学校共済組合に関する事。 (8) 課及び学校の予算の調整並びに執行に関する事。 (9) 教育財産の取得の申出に関する事。 (10) 学校及び学校給食施設の建設計画に関する事。 (11) 学校及び学校給食施設の設置、変更、管理及び廃止に関する事。 (12) 補助執行に関する事。 (13) 請願及び陳情に関する事。 (14) 広報及び渉外に関する事。 (15) 教育行政に関する相談に関する事。 (16) 教育調査及び統計に関する事。 (17) 小学校用スクールバスの運行に関する事。 (18) 学校保健及び衛生に関する事。 (19) 就学援助及び就学奨励に関する事。 (20) 学校給食に関する事。 (21) 亀山市関学校給食センターの運営に関する事。 (22) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (23) 事務局内の庶務に関する事。 (24) 事務局の他の課に属しない事。 |
| 学校教育課 | 学事教職員グループ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、服務及び福利厚生に関する事。 (2) 学級編制及び教職員組織に関する事。 (3) 教育職員の免許に関する事。 (4) 教職員の表彰に関する事。 (5) 課及び学校の予算の調整並びに執行に関する事。 (6) 学校の管理運営に関する事。 |

| | | |
|-------|---------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (7) 就学に関する事。 (8) 通学区域に関する事。 (9) 事務の共同実施に関する事。 (10) 学校運営協議会に関する事。 |
| 教育推進課 | 支援推進グループ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の指導及び助言に関する事。 (2) 学校教育の指導面に係る調査及び研究に関する事。 (3) 教育課程及び教育計画に関する事。 (4) 学習支援に関する事。 (5) 就学前教育に関する事。 (6) 教材備品に関する事。 (7) 教科用図書に関する事。 (8) 学校図書館に関する事。 |
| | 研究推進グループ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育関係職員の研修に関する事。 (2) 教育に必要な教育資料の収集及び提供に関する事。 (3) 特別支援教育に関する事。 (4) 学校における人権教育に関する事。 (5) 情報教育に関する事。 (6) 就学指導に関する事。 (7) 生徒指導及び進路指導に関する事。 (8) 教育相談及び適応指導に関する事。 (9) 部活動に関する事。 |
| 生涯学習課 | 社会教育・スポーツグループ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進に係る企画及び調査研究に関する事。 (2) 社会教育委員に関する事。 (3) 成人教育及び家庭教育に関する事。 (4) 社会教育関係団体に関する事。 (5) 社会教育関係施設の設置、変更、管理、運営及び廃止に関する事。 (6) 公民館活動に関する事。 (7) 青少年の健全育成に関する事。 (8) 青少年総合支援センターの運営に関する事。 (9) ユネスコに関する事。 (10) スポーツ及びレクリエーションの推進に関する事。 (11) スポーツ推進委員に関する事。 (12) スポーツ関係事業の計画及び実施に関する事。 (13) 学校体育施設の開放に関する事。 (14) スポーツ及びレクリエーション団体に関する事。 (15) 亀山市運動施設等、亀山市関総合スポ |

| | | |
|--|--|--|
| | | ーツ公園多目的グラウンド及び亀山市関B &G海洋センターに関すること。 |
|--|--|--|

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。